

表1-2-9(1) 前期計画の実施状況

1. 減量化・資源化計画

計画内容			( 実施、一部実施、準備中、×未実施、-変更なし)	評価		
			実施状況			
基本目標	減量化目標	家庭系ごみ	収集ごみの1人1日平均排出量を現状より5%削減する(平成24年度)。	平成18年度実績で628.6g/人・日、現状(647.2g/人・日：平成13年度実績)と比較して約2.9%の減少 (平成18年度目標値(649.9g/人・日)と比較した場合、約3.3%の減少)		
		事業系ごみ	許可業者が収集するごみの1事業所当たり平均排出量を現状より5%削減する。	平成18年度実績で42.40t/日、現状(43.06t/日：平成13年度実績)と比較して約1.5%の減少 (平成18年度目標値(45.82t/日)と比較した場合、約7.5%の減少)		
		焼却処理量	クリーンセンターでの焼却量が平均200t/日を超えない。	平成18年度実績で174.13t/日、現状(172.45t/日：平成13年度実績)と比較して約1.0%の増加 (平成18年度目標値(181.30t/日)と比較した場合、約4.0%の減少)		
資源化目標	資源化率	25%以上とする。	平成18年度実績で26.0%、現状(21.7%：平成13年度実績)と比較して約4.3ポイントの増加 (平成18年度目標値(22.9%)と比較した場合、約3.1ポイントの増加)			
前期計画	1)循環型社会形成に向けた人づくり	-	啓発冊子、ホームページ等による意識啓発、情報発信	・市民向けパンフレットの作成・配布 ・ホームページを利用した意識啓発、情報発信 ・ケーブルテレビ、FM放送を利用した意識啓発、情報発信 ・リサイクル月間、リサイクルフェアの実施	「ごみの減量と資源化・分け方」のリーフレット等の配布 一部実施済み(定期的に情報更新等の実施) プラスチック類の収集・分別実施を重点にFM放送等を利用し啓 粗大ごみリサイクル品販売会の実施(年2回)	
			市民参加型のイベントの実施	・ごみ収集・処理体験隊 ・散乱ごみ収集ウォーキング		×
			(仮称)ごみ減量化・資源化啓発センターの設置	・(仮称)ごみ減量化・資源化啓発センターの設置	平成16年に開設(主に施設見学時に案内)	×
			環境教育、環境学習の推進	・学校における環境教育、環境学習の推進 ・社会における環境学習の推進	小学校4年の施設見学をはじめとして継続的に実施 減量化・資源化啓発センターの活用、施設見学等 研究会を継続して行っている。(通称：ごみゼロ推進員に名称変 再生資源集団回収実施時に指導、協力を継続して行っている。	
			廃棄物減量等推進員制度の充実、活用	・廃棄物減量等推進員に対する研修会の継続 ・廃棄物減量等推進員による集団回収、生ごみ資源化の拡充 ・廃棄物減量等推進員による分別排出の指導 ・廃棄物減量等推進員と行政の協力による啓発活動	継続して行っている 継続して行っている 再生資源集団回収奨励金制度を継続している。(事業者への奨励金 制度は、平成16年度から廃止)	
			再生資源集団回収の拡充	・奨励金制度の継続や回収業者への支援 ・支援策の拡充 ・未実施地区の団体への実施の働きかけ ・奨励金制度の積極的な周知	ごみ分別説明会や広報紙等を通じて啓発 ごみ分別説明会や広報紙等を通じて周知	×
	2)家庭、事業所でのごみ減量化・資源化の促進	家庭・地域	生ごみ資源化の推進	・コンポスト容器の普及拡大 ・コンポスト容器のより良い活用に関する情報提供 ・生ごみ処理機購入費に対する助成制度の実施	ダンボール式コンポスター方式等の情報提供 生ごみ処理機購入助成金交付事業の実施。(平成18年度から交付対 象世帯数を100台とする。平成17年度までは40台)	×
			市民のリサイクル活動への支援	・学校等への生ごみ処理機の設置 ・集合住宅での共同処理機設置やディスポーザー排水処理システムの普及 ・市民が行うフリーマーケット等の情報のホームページ等への掲載 ・消費者協会等が行うリサイクル活動(廃食油、牛乳パック等)への支援	50戸以上の集合住宅設置の場合ディスポーザーを推奨 広報紙で情報提供 「ごみの減量と資源化・分け方」のリーフレット等を通じて周知	
			買い物袋持参運動の推進	・定期的なキャンペーンの実施 ・各種団体を通じた普及 ・消費者の買い物袋持参意欲を高める制度の拡大や情報提供	広報紙やFM放送等を利用し周知。その他の催し(環境展等)にお いて、ポスターを掲示 宝塚市商店連合会を通じて啓発 消費生活展においてマイバッグの配布等を実施	
			ごみ減量、リサイクルに関するマニュアルの配布	・ごみ減量、リサイクルに関するマニュアルを配布	事業者向けパンフレットを平成16年5月に配布。「プラスチック 類の分別収集」パンフレットを平成19年2月に配布	
			多量排出事業者に対するごみ減量指導	・廃棄物管理責任者設置の指導 ・廃棄物減量化計画の作成・提出の指導	大規模小売店舗立地法に係る審査時に指針等に基づき指導 大規模小売店舗立地法に係る審査時に指針等に基づき指導	
			ごみ減量化・再資源化推進宣言の店(エコショップ)の拡大	・制度の周知と参加促進	ごみ減量化・再資源化推進宣言の店(事業所)の指定	
	3)循環型社会形成に向けた収集、処理体制づくり	家庭・地域	ごみ収集の指定袋制の徹底	・透明・半透明のごみ袋使用の啓発の推進 ・透明・半透明のごみ袋を使用せずに排出されたごみへの措置の検討	広報紙、各種啓発チラシ等を通じて啓発(平成19年4月から黒いご み袋は収集しない制度を実施) 分別の徹底、収集作業の安全確保等を基に、広報紙等で啓発	
			ごみ袋のあり方についての検討	・ごみ袋のあり方の検討	ごみ減量化・資源化推進協議会からの提言を基に、審議会に諮問 を図る。	
			ごみ収集・処理の有料化の検討	・ごみ収集・処理の有料化の検討	審議会から「有償指定袋制度の導入による家庭系ごみ収集・処理 の有料化について」の答申を受ける。	
		事業所	ごみ搬入の計画性の推進	・許可業者や多量に持込を行う事業者に対する年間搬入計画の提出指導 ・処理手数料の見直し		×
			事業系ごみの分別搬入の指導	・許可業者や持込業者に対する分別搬入の指導 ・資源ごみの分別搬入に対する処理手数料軽減措置の検討	業者指導は随時実施している。	×
			緑のリサイクルセンターで発生する植木ごみチップ利用の検討	・チップの利用方法、利用先に関する研究	緑のリサイクルセンター(植木剪定枝、草木等)整備	
	循環型社会	的確な廃棄物管理に向けた情報収集、調査の実施	・公共施設での再生品利用の促進 ・家庭、事業所での再生品利用の促進 ・再生品を利用した商品の展示、紹介	ホームページ、各廃棄物関連図書等を通して情報収集 物品購入時等において、再生品利用の積極的活用を推進 広報紙等により啓発		
	4)再生品利用の促進	-	再生品利用の促進	ごみ減量化・資源化啓発センターにおいて、展示・啓発。粗大ご みリサイクル品販売会を実施。(年2回)		
	5)市民・事業者・行政のパートナーシップづくり	-	市民・事業者・行政のパートナーシップづくり	ごみ減量フォーラムの開催、宝塚市廃棄物減量等推進審議会から の答申説明会の実施 「有償指定袋制度の導入による家庭系ごみ収集・処理の有料化に ついて」に係る意見反映として、パブリックコメントを実施		
	後期計画	1)循環型社会形成に向けた収集、処理体制づくりの強化	-	プラスチック製容器包装ごみ等の分別収集・処理の実施	平成19年4月から実施	×
				びんの色別収集の実施		×
				リサイクルプラザの整備		×

表1-2-9(2) 前期計画の実施状況

2. 適正処理計画

		計画内容		実施状況	評価
前期計画	1) 収集運搬計画	収集区分・収集回数の検討	・収集区分・収集回数についての検討	平成19年4月から収集体制を変更	
		排出方法（ごみ袋のあり方）の検討	・ごみ袋のあり方の検討	ごみ減量化・資源化推進協議会からの提言を基に、審議会に諮問を図る。	
		収集量の平準化に向けた検討	・曜日ごとの収集地区の再編 ・ごみの種類ごとの収集日の再編	平成19年4月から収集体制を変更 平成19年4月から収集体制を変更	
	2) 中間処理計画	処理フローは現状維持	・処理フローは現状と同様	特に変更なし	-
		現施設の適切な改修、補修の実施	・現施設の適切な改修、補修の実施	定期的な点検を行い、計画的な改修、補修を行っている	
		新施設整備に向けた準備	新施設整備に向けたプロジェクトチームの編成	庁内検討委員会を設置し、検討に入る。	
3) 最終処分計画	最終処分場の広域的・安定的確保	・最終処分場の広域的・安定的確保	神戸沖が平成23年度まで、大阪沖が平成33年まで確保されている		
4) 適正処理困難物、有害廃棄物対策計画	適正処理困難物、有害廃棄物の適正管理・処理	・適正処理困難物、有害廃棄物の適正管理・処理	指針等に基づき、適正管理・処理に努めている。また、啓発チラシ等により周知している。		
後期計画	1) 収集運搬計画	より資源化を促進する分別収集の実施	・新たな分別収集の実施	プラスチック類の分別収集開始（H19.4～）、びんの色別収集は未実施	
	2) 中間処理計画	より資源化を促進する中間処理の実施	・プラスチック製容器包装の選別、圧縮・梱包設備の整備 ・びん類のストックヤードの整備	プラスチック類ストックヤードの整備	x
		新たな中間処理施設の整備	・新たな中間処理施設の整備		x
	3) 最終処分計画	最終処分場の広域的・安定的確保	・最終処分場の広域的・安定的確保	神戸沖が平成23年度まで、大阪沖が平成33年まで確保されている	
4) 適正処理困難物、有害廃棄物対策計画	適正処理困難物、有害廃棄物の適正管理・処理	・適正処理困難物、有害廃棄物の適正管理・処理	指針等に基づき、適正管理・処理に努めている。また、啓発チラシ等により周知している。		

3. 災害時処理計画

		計画内容		実施状況	評価
1) 連絡体制の確立		災害時の庁内の連絡体制の確立		防災防犯課の設置	
2) 支援・連携体制の確立		周辺自治体との支援・連絡体制の確立		兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定締結、神戸市隣接7市2町災害応急対策活動の相互応援に関する協定締結（見直し中）	
		市内の収集業者との連携体制の確立		覚書を締結	
		処理業者との連携体制の確立		覚書を締結	
3) 災害に強い廃棄物処理施設づくり		災害に対する構造的な強度の確保		平成19年度に「（仮称）災害廃棄物処理基本計画」を策定予定	x
		断水、停電等に対する備え		平成19年度に「（仮称）災害廃棄物処理基本計画」を策定予定	x
		廃棄物処理施設建替時の立地場所の配慮		平成19年度に「（仮称）災害廃棄物処理基本計画」を策定予定	x
4) 災害廃棄物の適正処理体制づくり		仮置き場の確保		平成19年度に「（仮称）災害廃棄物処理基本計画」を策定予定。計画の中で仮置場の配置計画について、検討予定。	x
		周辺自治体と緊急用処理設備の確保			x
		事前広報の実施	・広報誌による災害時適正処理対策の事前周知	計画策定後に実施	x
5) 被災初期における収集・処理対策計画		初期における重点収集・処理対策計画		平成19年度に「（仮称）災害廃棄物処理基本計画」を策定予定。計画の中で仮置場の配置計画について、検討予定。	x